

「小規模土地改良事業補助金に係る補助率」に対する意見に対する考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>補助率等について 補助対象事業費の100分の70以内とする。 ただし、交付対象事業費は、1箇所あたり概ね50万円以内とする。</p>	<p>小規模土地改良事業は知恵と自助努力する意義ある事業である。実施にあたり、小集落(30戸未満)に対する負担軽減を考慮し、地元負担を労務のみとすべきである。</p>	<p>本補助事業の趣旨は、工事費のコスト縮減、集落・営農組織の育成・強化、施設の良好な維持管理を目的とし、地域住民参加型事業への支援措置として位置づけ、地元施工される小規模な土地改良事業の資材費・機械費に対して一定額の補助金を交付し、農家負担を軽減する事業です。</p> <p>小集落(30戸未満)に対する負担軽減措置は、既に「市営小規模土地改良工事」分担金で対応させていただいております。</p> <p>本補助事業につきましては、その趣旨をご理解いただきたいと存じますが、ご意見に係る内容につきましては、集落の事情に応じて、別途検討させていただきたいと考えております。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p>

上記意見は、今後の京丹後市における土地改良事業実施の上での参考とさせていただきます。なお、市としましては「小規模土地改良事業補助金交付要綱の制定」について、原案のとおりとし、速やかに本要綱案の公布・施行等を行うことといたします。